



栃木県公報

平成23年
12月16日(金)
第2335号

目次

告示

○解除予定保安林	901
○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定	902
○障害者自立支援法による指定障害福祉サービスの事業の廃止	902
○道路の区域の変更	903
○道路の供用開始	903

公告

○大規模小売店舗の新設の届出	904
○大規模小売店舗の新設の届出に係る意見の概要	904
○大規模小売店舗の新設の届出に係る県の意見の概要	905
○患畜の届出	905
○開発行為の工事完了	905

選挙管理委員会

○選挙権を有する者の3分の1及び50分の1の数等の告示	906
-----------------------------	-----

調達等公告

○入札公告(特定調達公告)	907
---------------	-----

告示

栃木県告示第601号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成23年12月16日

栃木県知事 福田 富一

I

- 解除予定保安林の所在場所
日光市滝ヶ原4628の1(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

II

- 解除予定保安林の所在場所
塩谷郡塩谷町大字船生字屋敷裏8292の4から8292の6まで
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

III

- 1 解除予定保安林の所在場所
日光市川俣字鬼怒沼646ノ1（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

IV

- 1 解除予定保安林の所在場所
日光市川俣字鬼怒沼646ノ1（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

栃木県告示第602号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成23年12月16日

栃木県知事 福田 富 一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0910101138	ふるさとジョアン	宇都宮市下岡本町2093-1	社会福祉法人ふるさとジョアン	宇都宮市下岡本町2093-1	平成23年12月1日	就労継続支援（B型）
0910101146	デイセンターすぎの芽	宇都宮市板戸町字不動上3650	社会福祉法人すぎの芽会	宇都宮市板戸町字不動上3650	平成23年12月1日	生活介護 就労移行支援 就労継続支援（B型）
0910300037	さんぽ道	栃木市皆川城内町333-2	社会福祉法人あゆみ園	栃木市皆川城内町333-2	平成23年12月1日	同行援護
0910400068	とちのみホームヘルプサービス	佐野市小中町1870-7	社会福祉法人とちのみ会	佐野市小中町1280	平成23年12月1日	同行援護
0912300134	さわやか	野木町南赤塚1145-1	有限会社爽	野木町南赤塚1145-1	平成23年12月1日	同行援護

栃木県告示第603号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成23年12月16日

栃木県知事 福田 富 一

事業所番号	事業所		事業者		廃止の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0912100062	有限会社ケアサポートセンタービスケット短期入所	上三川町上三川5061-1	有限会社ケアサポートセンタービスケット	上三川町上三川5061-1	平成23年10月1日	短期入所

(障害福祉課)

栃木県告示第604号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成23年12月16日から平成24年1月16日まで一般の縦覧に供する。

平成23年12月16日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 大田原芦野線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
72	前	那須塩原市越堀375-1から 那須塩原市越堀1414-10まで	7.5～20.0	1320.0	
	後	那須塩原市越堀375-1から 那須塩原市越堀1414-10まで	11.5～42.5	1320.0	

栃木県告示第605号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成23年12月16日から平成24年1月16日まで一般の縦覧に供する。

平成23年12月16日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一般国道121号	日光市藤原字宿内291から 日光市藤原字宿裏398-4まで	平成23年12月16日
153	一般県道 南小林栃木線	栃木市河合町1004-2から 栃木市室町199まで	平成23年12月16日
208	一般県道 飛駒足利線	足利市名草中町1138-1から 足利市名草中町3647まで	平成23年12月16日
274	一般県道 牧野大沢線	那須烏山市大木須字鳥井戸117-3から 那須烏山市大木須字宮内200-1まで	平成23年12月16日

(道路保全課)

公 告

○大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成24年4月16日までに知事に意見書を提出することができる。

平成23年12月16日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
カインズホーム新矢板店
矢板市矢板字川原田88番地外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社カインズ
群馬県高崎市高関町380番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称
株式会社カインズ
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年8月6日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
5,654㎡
- 6 駐車場及び駐輪場の収容台数
駐車場 188台
駐輪場 31台
- 7 荷さばき施設の面積
138㎡
- 8 廃棄物等の保管施設の容量
27㎡
- 9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前8時
閉店時刻 午後9時
- 10 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前7時30分から午後9時30分まで
- 11 駐車場の自動車の出入口の数
5か所
- 12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで
- 13 届出年月日
平成23年12月5日
- 14 縦覧場所
栃木県産業労働観光部経営支援課

○大規模小売店舗の新設の届出に係る意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第3項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出についての同条第1項の規定による意見の概要を次のとおり公告し、当該意見を平成24年1月16日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

平成23年12月16日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ワンダーゲー下野店
下野市下古山2888番地4外

- 2 法第8条第1項の規定による意見の概要

市 町 村 名	意 見 の 概 要
下 野 市	意 見 な し
宇 都 宮 市	
上 三 川 町	

○大規模小売店舗の新設の届出に係る県の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第4項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出に係る意見について通知したので、概要を次のとおり公告し、当該意見を平成24年1月16日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

平成23年12月16日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ワンダーゲー下野店
下野市下古山2888番地4外
- 2 法第8条第4項の規定による意見の概要
意見なし

(経営支援課)

○患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成23年12月16日

栃木県知事 福 田 富 一

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生の場所又は区域	発 生 年 月 日	経過及び転帰
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	那須塩原市	平成23年12月2日	法令殺

(畜産振興課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年12月16日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
真岡市田島字橋本前558番3 (開発行為に関する工事) 真岡市田島字橋本前558番3地先	真岡市田島1099番地6	須 藤 典 子 須 藤 勝 志

真岡市久下田字八幡東1708番5、1714番10	真岡市さくら3丁目5番地20 パルテールⅢ201号	大福地 貴 弘
芳賀郡芳賀町大字下高根沢字北2234番1 (開発行為に関する工事) 芳賀郡芳賀町大字下高根沢字北2234番1地先	芳賀郡芳賀町大字下高根沢3317番地5	小野寺 貴 洋 小野寺 美有希
芳賀郡芳賀町大字下高根沢字下原3920番1	塩谷郡高根沢町光陽台1丁目10番地4 増瀬戸建貸家B棟	川 俣 徹 也
下野市紫字川岸道366番3	下野市紫366番地	白 石 渡
下都賀郡野木町大字中谷字小屋463番13、463番20の一部	東京都世田谷区船橋7丁目13番13号 カーサ・グランデ千歳204	安 藤 毅 安 藤 晴 美

(都市計画課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第69号

平成23年12月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1、当該総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

平成23年12月16日

栃木県選挙管理委員会委員長 岩 崎 修

- 1 県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数の50分の1の数
32,656人
- 2 県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
338,794人
- 3 県の議会の議員の宇都宮市・上三川町選挙区における選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
139,625人
- 4 県の議会の議員の各選挙区（宇都宮市・上三川町選挙区を除く。）における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

足 利 市 選 挙 区	42,437人
栃 木 市 ・ 岩 舟 町 選 挙 区	43,656人
佐 野 市 選 挙 区	33,628人
鹿 沼 市 ・ 西 方 町 選 挙 区	29,678人
日 光 市 選 挙 区	25,298人
小 山 市 ・ 野 木 町 選 挙 区	50,313人
真 岡 市 選 挙 区	21,326人
大 田 原 市 選 挙 区	20,123人
矢 板 市 選 挙 区	9,592人
那 須 塩 原 市 ・ 那 須 町 選 挙 区	39,198人
さ くら 市 ・ 塩 谷 郡 選 挙 区	23,636人
那 須 烏 山 市 ・ 那 珂 川 町 選 挙 区	13,711人
下 野 市 選 挙 区	15,926人
芳 賀 郡 選 挙 区	19,036人

下 都 賀 郡 北 部 選 挙 区

10,787人

調 達 等 公 告

○入札公告 (特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年12月16日

栃木県知事 福 田 富 一

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 栃木県立宇都宮高等学校外71校で使用する電力
予定使用電力量 21,171,000キロワット時
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- (4) 納入場所 栃木県立宇都宮高等学校外71校 (78施設)

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等 (平成8年栃木県告示第105号) に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6 その他のサービス」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成24年1月27日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領 (平成22年3月12日付け会計第129号) に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者、又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業を営むことについて届出をした者であること。
- (5) 特定規模電気事業者においては、1の(1)の入札において落札決定後、供給期間の始期までに関東管内の一般電気事業者が定める託送供給約款に基づき、接続供給契約を締結する者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20
栃木県教育委員会事務局施設課財務担当 電話 028-623-3374
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
平成23年12月16日から平成24年1月16日までの日 (土曜日、日曜日、祝日、平成23年12月29日、同月30日及び平成24年1月3日を除く。) の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成24年1月27日午前11時 (1)の場所に提出すること。
ただし、郵送による入札書の受領期限及び提出場所は、平成24年1月27日午前10時とし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。
イ 開札の日時及び場所 平成24年1月27日午前11時 栃木県庁南庁舎2号館4階教育委員室
- (4) 入札方法 1の(1)の件名で、総価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に2の(4)に該当する者であることを証する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

- (4) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (5) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 手続における交渉の有無 無
- (7) 契約書の作成の要否 要
- (8) その他
 - ア 平成24年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。
 - イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electric power for the Tochigi Prefectural Utsunomiya Senior High School and 71 other senior high schools
Estimated amount of electric power to be used 21,171,000kWh
- (2) Time and Date of bidding :
11:00 a.m., January 27, 2012
- (3) Information is available at:
Financial Affairs and Facilities Division
Tochigi Prefectural Board of Education
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501
TEL. 028-623-3374

(教育委員会事務局施設課)